

キャンペーン内容

その事業年度を通じて、月次会計資料又は会計データを当該月の翌月末までに当事務所に送付

➡ **その事業年度の決算料を最大10%ディスカウント!**

キャンペーン期間

令和2年1月1日から令和5年12月31日までに開始する事業年度

キャンペーン対象事業者

- ①当事務所との契約が2期目以降であること
- ②創業支援パック、小規模事業者支援パックの適用者で無いこと
- ③契約期限（確定申告書提出期限）までにキャンペーンの申込みを当事務所に行うこと

ディスカウント率

- ①当事務所からのリマインド無し ➡ **10%**
- ②当事務所からのリマインド有り（毎月20日頃） ➡ **5%**
- ③毎月面談の契約である事業者 ➡ **8%**

※優良顧客割引、特別割引などの適用を受けている事業者→25%から適用を受けている割引率を差引いた率と、上記①②③のうち申し込んだものの率のいずれか低い率。左記ディスカウントは各種割引をした後の金額が対象

適用を受けるための留意点

- ・送付すべき月次会計資料とは毎月ベースとなる会計資料のことをいい、イレギュラーに発生したものや、当事務所が通常とは別に必要と判断した資料は除く
- ・決算月の翌月分の資料については当該月の翌々月10日まで期限を延長する
- ・資料が受領出来たかどうかの判断は当事務所が行う



申 込 書

加納税務会計事務所の期間限定特別キャンペーンに申し込みます

事業者名

申込日 令和 年 月 日

リマインド（どちらかに○） 有り ・ 無し

※事務所記入

割引率	%
-----	---